

西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の 予防及び調整に関する条例

(平成11年12月24日)

(西宮市条例第24号)

沿革

平成19年9月27日 条例11号〔1〕

平成23年7月15日 条例4号〔2〕

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設等の設置に係る計画の事前公開、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整を図り、もって本市における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する廃棄物をいう。

2 この条例において「産業廃棄物処理施設等」とは、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及び規則で定めるその他の産業廃棄物を処理する施設をいう。

3 この条例において「産業廃棄物処理施設等の設置」とは、産業廃棄物処理施設等を新たに設置し、又はその構造若しくは規模の変更（軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。）をすることをいう。

4 この条例において「関係住民」とは、産業廃棄物処理施設等の設置に伴って生活環境に著しい影響を受けるおそれがあると認められる者をいう。

5 この条例において「事業者」とは、産業廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。

6 この条例において「紛争」とは、産業廃棄物処理施設等の設置に伴って生ずる周辺的生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者の間の紛争をいう。

(適用除外)

第3条 次に掲げる産業廃棄物処理施設等については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項の規定により都市計画に定められた産業廃棄物処理施設等

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定による許可を受けて設置する産業廃棄物処理施設等

(3) 産業廃棄物を排出する者が、当該産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物処理施設等であって、市長が生活環境の保全上支障がないと認めるもの

(市の責務)

第4条 市は、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図るため、紛争を予防するとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

(当事者の責務)

第5条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置に当たっては、紛争の予防及び調整に関して市の施策に協力するとともに、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民との良好な関係を損なわないように努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第6条 事業者は、次に掲げる事項を定めた事業計画（以下「事業計画」という。）を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由
- (2) 産業廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する産業廃棄物の種類
- (3) 産業廃棄物処理施設等の設置場所
- (4) 産業廃棄物処理施設等の処理能力
- (5) 産業廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による事業計画書の提出は、法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項若しくは第6項、法第14条の5第1項、法第15条第1項若しくは法第15条の2の6第1項に規定する許可の申請又は法第14条の2第3項若しくは法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出の前にしなければならない。

[1] [2]

(周知計画書の提出)

第7条 事業計画書を提出した事業者は、関係住民に対する事業計画についての説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画（以下「周知計画」という。）を記載した周知計画書（以下「周知計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(広告及び縦覧)

第8条 事業者は、前条の規定による周知計画書の提出を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを当該広告の日から起算して30日間関係住民の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の周知)

第9条 事業者は、周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画について周知を図らなければならない。

2 説明会の開催の方法等に関して必要な事項は、規則で定める。

(関係住民の意見書の提出)

第10条 関係住民は、事業計画について、地域における健全な生活環境の維持及び向上の見地から意見を有する場合は、第8条の規定による広告のあった日の翌日から起算して45日を経過する日（同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日）までに、当該意見を記載した書面を市長及び事業者に提出することができる。

(実施状況の報告書の提出)

第11条 事業者は、第9条第1項の規定により関係住民に対し事業計画について周知を図ったときは、その実施状況について規則で定めるところにより、報告書を市長に提出しなければならない。

(指導又は助言)

第12条 市長は、事業計画についての関係住民の意見を十分に考慮し、事業計画が地域における健全な生活環境の維持及び向上に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

第13条 事業計画書又は周知計画書を提出した事業者は、事業計画又は周知計画を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第6条から第8条まで、第9条第1項及び第10条から前条までの規定は事業計画の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)について、第7条、第8条、第9条第1項、第10条及び第11条の規定は周知計画の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)について準用する。

(事業計画の廃止の届出等)

第14条 事業計画書を提出した事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業計画書を提出した事業者は、前項の規定による届出をしたときは、速やかに、事業計画を廃止した旨を関係住民に広告しなければならない。

(あっせん)

第15条 市長は、事業者又は関係住民から紛争の調整の申し出があった場合において、必要と認めるときは、あっせんを行うものとする。

2 市長は、前項のあっせんを行う場合にあっては、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打ち切り)

第16条 市長は、当該紛争について、あっせんによってはその解決の見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切ることができる。

2 市長は、あっせんに打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告又は公表)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 第6条から第8条まで、第9条第1項、第11条、第13条第1項又は第14条の規定に違反した者

(2) 前条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 前2号に掲げるもののほか、産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関して不正若しくは不誠実な行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、規則で定める方法により当該勧告を受けた者の氏名(法人にあってはその名称)、違反又は不正等の事実その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認められる場合には、この限りでない。

(専門家の意見の聴取)

第19条 市長は、この条例の施行に必要なときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(国等に関する特例)

第20条 国、地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が産業廃棄物処理施設等の設置をしようとするときは、紛争の予防及び調整に関する手続については、この条例の規定にかかわらず、市長と当該国等の機関との協議により行うものとする。

（補則）

第21条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県条例第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

付 則（平成19年9月27日西宮市条例第11号〔1〕西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例2条による改正付則）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年7月15日西宮市条例第4号〔2〕西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例3条による改正付則）

この条例は、公布の日から施行する。